海外渡航に係る許可の基準及び要件(教職員) (令和4年11月1日から当面の間)

本学の行動指針(令和4年9月7日更新)では、「海外渡航に係る許可の基準及び要件(教職員) (令和4年8月1日から当面の間)」に従うこととしているが、標記の基準及び要件については、下記のとおり定めるものとする。

記

1. 渡航に関する条件

外務省海外安全ホームページの国・地域別の危険情報レベル・感染症危険レベルに応じた対応と する。

- (1) レベル3 (渡航は止めてください。渡航中止勧告)の国・地域への渡航: 原則渡航は許可しない。
- (2) レベル2 (不要不急の渡航は止めてください。)の国・地域への渡航: 原則渡航は許可しない。
- (3) レベル1 (十分注意してください。) の国・地域への渡航:
 - ① 渡航を許可する。
 - ② 学生を渡航させる必要がある場合は、学生が海外渡航に係る申請書(別紙様式:学生用)の各条件の項目を調査・確認のうえ作成し、指導教員の了解を得たうえで申請すること。ただし、教員1名につき原則1名を上限とする。なお、学生が渡航中に感染するなどした場合は、学生が帰国するまで帯同教員が責任を持って対応にあたることとする。

2. 留意事項

- (1) 必要最小限の人数とすること。(必要最小限の人数しか許可しない。)
- (2) 海外渡航に係る申請書(別紙様式)を危機対策本部事務局に原則出発する日の 45 日前までに提出 (E-mail: kiki@jcom. nagaokaut. ac. jp) すること。なお、レベル2以上の国へ渡航を希望する場合は、危機対策本部長(学長)の許可を必要とする。
- (3)学生は、渡航国及び渡航先所在地の情勢や治安状況を含む注意が必要な点について十分理解し、 保証人に現地の情報について説明し、渡航について同意を得たうえで学生本人および保証人が署 名した本学指定の同意書を提出すること。
- (4) 実際に渡航するまでに渡航先の感染状況の悪化や医療体制の逼迫等により渡航者の安全の確保 が保証されないと判断した場合には、渡航を取り消す場合がある。
- (5) 自宅を出てから自宅に戻るまでの期間を途切れることなく網羅する海外旅行保険に加入すること。
- (6) 各国・地域の入国制限措置や行動制限措置等については、外務省海外安全ホームページ「新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置」を確認すること。

(https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

(7) 日本入国時の検疫手続きで必要な証明書など、水際対策に係る新たな措置の詳細については、 厚生労働省ホームページ「水際対策」を確認すること。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

3. 提出書類

海外渡航に係る申請書(別紙様式:教職員用)(別紙様式:学生用)

付 記

この許可の基準及び要件は、令和4年11月1日から適用する。

海外渡航に係る申請書

国立大学法人長岡技術科学大学長 殿

渡航代表者職 氏名

下記の海外渡航に係る申請書を提出しますので、許可くださるようお願いします。

記

渡航者	(所属、	職名、	氏名を	之記載)						
渡航期間			年	月	日	~	年	月	日	
渡航先国名・都市名										
用務及び用務先	◆用務:									
渡航理由 (メールやオンラインミーティングで代替ができず、申請した時期に現地に行かねばならない用務であること。)	(渡航し	なけれ	ればなら	かない理	曲を	具体的	に記載)		

1. 国・地域に関する条件

番号	項目	条件	回答
1-1	日本からの入国制限	していないこと。	口していない
1-2	外務省・危険情報レ	原則1以下	レベル1 □
	ベル		上記以外 □ (レベル)
1-3	外務省·感染症危険	原則1以下	レベル1 □
	情報レベル		上記以外 🗆 (レベル)
1-4	現地の状況	渡航目的を達するうえで、現 地での生活に支障がないこ と。	
1 [海岸見。の1月時/		
1-5	渡航国への入国時/	渡航先の国・地域への入国に	
	日本への帰国時の検	際し、待機期間が現地での用	
	疫	務に支障がないこと。また、	

番号	項目	条件	回答
		日本帰国時の入国に際し、待	
		機期間が帰国後の業務に支	
		障がないこと。	

2. 用務先に関する条件 ※用務先ごとに併記

番号	項目	条件	回答
2-1	医療機関の受診体制	現地の住民と同等の適切な 医療サービスが受けられる こと。	
		日本語ないし英語で受診で きる医療機関があること。	
		上記に該当する最寄りの病 院名を具体的に挙げること。	
2-2	用務先受け入れ体制	日本からの受け入れを行っており、用務遂行に支障がないこと。 自主隔離が必要な際の隔離場所を確保できること。	

3. 渡航者に関する条件

番号	項目	条件	回答
3-1	新型コロナワクチン 接種	渡航前にワクチン接種を推 奨する。	
3-2	帰国が遅れた場合の 対応	渡航中に感染するなどして、 帰国が遅れた場合に大学業 務に支障が出ないこと。	(具体的な対応を記載)
3-3	保険加入	本学が推奨する海外旅行保 険に加入すること。(出発の 2週間前迄)	保険会社:イーコールズ(株)に加入する。(総務課より手続きを行う。)
3-4	危機管理サービスへ の加入	海外旅行保険と合わせて、本 学が指定する危機管理サー ビスに加入すること。	契約業者:日本アイラック(株) (事務代行:イーコールズ(株): 総務課より手続きを行う。)
3-5	緊急連絡方法	渡航先(現地到着後の渡航先への移動中を含む)で国際電話が使用可能なスマートフォンを日本出国時に所持すること。ネット回線接続のみの端末及びSIMは認めない。	

4. 渡航の可否を判断するために確認が必要な渡航地域・渡航先に関する情報

番号	項目	条件	回答
4-1	帰国時の検査証明	現地で検査が必要な場合は、 検査機関を記載する。	検査証明の提出 □必要有 □必要無 必要有の場合(検査機関名)
4-2	渡航国の感染状況	新たな感染者数、死亡者数、 ワクチン接種についての推 移(レベル2以上の場合は記 載すること。)	
4-3	現地サポート	渡航中に感染するなどした 場合、待機場所の提供もしく は紹介などのサポートを受 けることができるか。	

5. 上記1~4以外に渡航者が確認する情報

番号	項目	条件	回答
5-1	現地情報の入手手段	現地の最新情報を入手する 手段(現地在住の知人など)、 現地保健省等の公的機関の サイト、本邦外務省及び厚生 労働省のサイト(帰国時の検 疫)について記載する。	(現地在住の知人等の連絡先) (参照サイト)

海外渡航に係る申請書

国立大学法人長岡技術科学大学長 殿

渡航者

所属課程・専攻、学年、氏名

(指導教員)所属	<u>系</u>
職名・氏名	

下記の海外渡航に係る申請書を提出いたしますので、許可くださるようお願いします。申請書の提出にあたっては、指導教員と確認し、了解を得ていることを申し添えます。

記

	□ 国際学会での発表			
	(学会名等:)		
渡航の用務	渡航の用務 □ 大学として行うプロジェクト、事業活動			
	(プロジェクト名、事業名:)		
	□ その他()		
渡航期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
渡航先国名・都市名				
	◆用務:			
用務及び用務先	◆用務先:			
	(渡航しなければならない理由を具体的に記載)			
渡航理由				
(メールやオンラインミーテ				
ィングで代替ができず、申請				
した時期に現地に行かねばな				
らない用務であること。)				

1. 国・地域に関する条件

番号	項目	条件	回答
1-1	日本からの入国制限	していないこと。	口していない
1-2	外務省・危険情報レ	原則1以下	レベル1 □
	ベル		上記以外 □ (レベル)
1-3	外務省・感染症危険	原則1以下	レベル1 □
	情報レベル		上記以外 □ (レベル)
1-4	現地の状況	渡航目的を達するうえで、現 地での生活に支障がないこ と。	
1-5	渡航国への入国時/日本への帰国時の検疫	渡航先の国・地域への入国に際し、待機期間が現地での用務に支障がないこと。また、日本帰国時の入国に際し、待機期間が帰国後の業務に支障がないこと。	

2. 用務先に関する条件 ※用務先ごとに併記

番号	項目	条件	回答
2-1	医療機関の受診体制	現地の住民と同等の適切な	
		医療サービスが受けられる	
		こと。	
		日本語ないし英語で受診で	
		きる医療機関があること。	
		上記に該当する最寄りの病	
		院名を具体的に挙げること。	
2-2	用務先受け入れ体制	日本からの受け入れを行っ	
		ており、用務遂行に支障がな	
		いこと。	
		自主隔離が必要な際の隔離	
		場所を確保できること。	

3. 渡航者に関する条件

番号	項目	条件	回答
3-1	新型コロナワクチン 接種	渡航前にワクチン接種を推 奨する。	
3-2	帰国が遅れた場合の 対応	渡航中に感染するなどして、 帰国が遅れた場合、学業への 対応について確認しておく こと。	(具体的な対応を記載)
3-3	保険加入	本学が推奨する海外旅行保 険に加入すること。(出発の	◆海外旅行保険 : イーコールズ(株)(代理店)

番号	項目	条件	回答
		2週間前迄)	◆危機管理サービス :日本アイラック (株)
3-4	危機管理サービスへ の加入	海外旅行保険と合わせて、本 学が指定する危機管理サー ビスに加入すること。	(上記の事務代行:イーコールズ (株)が行う。加入登録フォーム(総 務課より送付)にアクセスし、手続き を行う。)
3-5	緊急連絡方法	渡航先(現地到着後の渡航先への移動中を含む)で国際電話が使用可能なスマートフォンを日本出国時に所持すること。ネット回線接続のみの端末及びSIMは認めない。	
3-6	本学指定の同意書の提出	海外渡航を申請するにあたり、指導教員から説明を受け、渡航先での感染するリスク等を理解したうえで、本人及び保証人が同意し、本学指定の同意書に自署・押印のうえ提出すること。	別紙同意書のとおり。

4. 渡航の可否を判断するために確認が必要な渡航地域・渡航先に関する情報

番号	項目	条件	回答
4-1	帰国時の検査証明	現地で検査が必要な場合は、	検査証明の提出 □必要有 □必要無
		検査機関を記載する。	必要有の場合(検査機関名)
4-2	渡航国の感染状況	新たな感染者数、死亡者数、	
		ワクチン接種についての推	
		移(レベル2以上の場合は記	
		載すること。)	
4-3	現地サポート	渡航中に感染するなどした	
		場合、待機場所の提供もしく	
		は紹介などのサポートを受	
		けることができるか。	
4-4	指導教員からの現地	学生が渡航中に感染するな	
	サポート	どした場合、帯同教員からサ	
		ポートを受けることができ	
		るか。	

5. 上記1~4以外に渡航者が確認する情報

番	号 項目	条件	回答
5-	-1 現地情報の入手手段	現地の最新情報を入手する 手段(現地在住の知人など)、 現地保健省等の公的機関の サイト、本邦外務省及び厚生 労働省のサイト(帰国時の検 疫)について記載する。	(現地在住の知人等の連絡先) (参照サイト)

海外渡航に関する同意書

長岡	技術	科学:	大学	長	殿

渡航先国名			
渡航先所在地			
指導教員氏名	<u></u>	<u> </u>	

海外渡航するにあたり、次の事項を遵守あるいは承諾することに同意いたします。

記

- (1) この「海外渡航に関する同意書」を提出しなかった場合は、海外渡航は許可されないこと。
- (2) 学生は、指導教員から海外渡航について十分説明を受け、また渡航国及び渡航先所在地(以下、現地という。)の情勢や治安状況を含む注意が必要な点について十分理解していること。 さらに学生から保証人に現地の情報について説明し、今回の渡航について了解を得ていること。
- (3)上記(2)をふまえ、学生が現地に渡航すること。
- (4) 渡航期間中は、日本国の法令はもとより、滞在国または地域の法令(飲酒・喫煙等を含む)、 渡航先機関の規則及び本学の諸規則を遵守するとともに、滞在国の公序良俗にも反するこ とのないよう注意すること。
- (5) 心身共に海外渡航に十分耐えうる健康状態であること。申請時および渡航前に健康上の留意点がある場合は申し出ると共に、健康上海外渡航することに支障はないと医師に診断されていること。渡航後は心身ともに自身の健康管理に努めること。その他、出発時に感染症(新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等)に罹患している又は罹患が疑われる場合には、渡航が認められない場合があることを了承すること。以上例示した健康上の問題により渡航が認められない場合や入国が認められない場合等でキャンセル料等が生じた際には、必要な費用を負担すること。また、渡航中に傷病その他の理由により健康状態に何らかの異変が生じた場合は速やかに本学に申し出ること。
- (6) 自宅を出発してから自宅に戻るまで途切れることなく、本学が指定する海外旅行保険に加入し、加入内容について保護者等保証人と共有すること。また、併せて日本アイラックの 危機管理サービスに加入すること。
- (7) 出張期間を満了した場合は、期間終了後速やかに帰国し、本学に復学すること。また、本学の了解なく、個人的な理由により滞在期間を延長しないこと。
- (8) 海外渡航中の自然災害、テロ災害、航空機等交通機関に関わる事故ならびに前記以外の人 為的、不慮不可抗力による事故、あるいは学生本人の故意または不注意による事故やトラ ブル(迷惑行為・現地滞在先・本人の持病に起因するものを含む)によって生じた結果に

ついては、学生本人または保証人の責任において処理し、本学およびその関係者に損害賠償その他の責任を追及しないこと。

- (9) 渡航国(地域)の治安状況、疫病、自然災害等について、自ら情報収集に努め安全確保を図ること。また、本学はこれらやむを得ない事情または不測の事態により、学生本人の安全を第一と考え、出発の直前直後であっても海外渡航の中止や延期または帰国勧告を決定することがある。これらの事態等が生じた際は、現地政府、日本国外務省・在外公館の勧告・命令及び本学の指示に速やかに応じ、その場合に発生するキャンセル料や帰国費用等については、大学が負担する(海外旅行保険にて保証が受けられる場合は、保険での補償を優先)。ただし、海外リサーチインターンシップの場合は、必要な費用を負担すること。また、渡航中止や途中帰国に伴い奨学金の返還分が発生した場合には、速やかに返還すること。
- (10) 渡航中に、この同意書に記載された事項に違反するなどして、本学学生として不適格であると渡航先機関または本学が判断した場合には、両者は学生本人の海外渡航を取り消す権利を有していること。また、この権利行使により発生した手配業務(帰国・身柄引取り)およびそれに関わる費用については、学生本人または保証人の責任において一切を処理すること。
- (11) 渡航前に本学に届け出た学生本人の個人情報ならびに渡航中の事故情報・被害情報について、本学の危機対策本部、所属課程・専攻、事務局関係課、渡航先機関、保険会社、本学の指定する危機管理支援会社日本アイラック、関係省庁及び在外公館が、事故時の対応、学生及び保証人との連絡のために共有、利用することに同意すること。

令和	年	月	E

所属・学年	
学生氏名	
保証人氏名	

※学生氏名、保証人氏名欄は自署・押印願います。